

01-1 (取締役が1人の株式会社の発起設立)

株式会社設立登記申請書

1. 商号

1. 本店

1. 登記の事由 平成 年 月 日発起設立の手續終了

1. 登記すべき事項 別添FDのとおり

1. 課税標準金額 金 万円

1. 登録免許税 金 円

1. 添付書類

定款	1 通
発起人の同意書	
設立時取締役選任及び本店所在場所決議書 (又は発起人会議事録)	1 通
設立時取締役の就任承諾書	1 通
印鑑証明書	1 通
設立時取締役の調査報告書及びその附属書類	1 通
払込みを証する書面	1 通
資本金の額の計上に関する設立時代表取締役の証明書	1 通
委任状	1 通

上記のとおり登記の申請をします。

平成 年 月 日

申請人

代表取締役
法務局 支局 御中
出張所

01-1 (取締役が1人の株式会社の発起設立)

株式会社設立登記申請書

1. 商号 ○○商事株式会社
1. 本店 ○県○市○町○丁目○番○号
1. 登記の事由 平成○年○月○日発起設立の手續終了
1. 登記すべき事項 別添FDのとおり

コンピュータ庁に申請する場合は、登記すべき事項を記録した磁気ディスクを提出してください。非コンピュータ庁に申請する場合は、登記用紙と同一の用紙を提出してください（この場合は「別紙のとおり」と記載）。

1. 課税標準金額 金1,000万円

資本金の額を記載してください。

1. 登録免許税 金150,000円

資本金の額の1000分の7の額です。ただし、この額が15万円に満たない場合は、15万円になります。また、100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てます。収入印紙又は領収証書で納付します（→収入印紙貼付台紙へ貼付）。

1. 添付書類

定款 1通

発起人の同意書 1通

※設立に際して、発起人が引き受けるべき株式数及び払い込むべき金額、株式発行事項は発行可能株式総数の内容が定款に定められていない場合に必要です。

設立時取締役選任及び本店所在地決議書（又は発起人会議事録）

1通

設立時取締役の就任承諾書

1通

印鑑証明書

1 通

※取締役が就任承諾書に押印した印鑑につき発行後 3 か月以内の市区町村長が作成した印鑑証明書を添付してください。なお、代表取締役の印鑑について「印鑑届書」(用紙はお近くの法務局でお渡ししています(無料)。また、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/ONLINE/COMMERCE/11-2.html>)からダウンロードしていただくことも可能です。)をあらかじめ(この申請と同時に構いません。)提出してください。

設立時取締役の調査報告書及びその附属書類

1 通

※現物出資に関する事項(会社法第 28 条各号)に関する定めが定款に定められている場合に限りです。

払込みがあったことを証する書面

1 通

※具体的な書面として、払込金受入証明書又は発起人が作成した設立に際して出資される財産の価額又はその最低額の全額の払込を受けたことを証明する旨を記載した書面に預金通帳の写しや取引明細表を合てつしたもの等が該当します。

資本金の額の計上に関する設立時代表取締役の証明書

1 通

委任状

1 通

※代理人に申請を委任した場合のみ必要です。

それ以外の添付書類の例

株主名簿管理人との契約を証する書面

(注) 株主名簿管理人を置いた場合に必要になります。この場合には併せて、株主名簿管理人を選定した発起人の過半数の一致のあったことを証する書面も必要です。

検査役の調査報告書及びその附属書類

(注) 現物出資した場合に必要です(必要ない場合もあります。)

弁護士等の証明書及びその附属書類

(注) 現物出資した場合に必要です。

不動産を現物出資した場合には、不動産鑑定士の鑑定評価を記載した書面の添付も必要です。

有価証券の市場価格を証する書面

(注) 市場価格のある有価証券を現物出資した場合に必要です。

検査役に関する裁判の謄本

(注) 検査役に関する裁判があった場合に必要です。

上記のとおり登記の申請をします。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※1
申請人 〇〇商事株式会社 ※2

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※3
代表取締役 法務太郎

印

※1~※4にはそれぞれ、
※1→本店、※2→商号、
※3→設立時代表取締役の住所
※4→代理人の住所、

登記所に提出した印鑑を
押印してください。

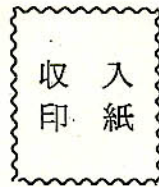
○県○市○町○丁目○番○号※⁴
上記代理人 法 務 三 郎

印

○○法務局 ○○支 局 御中
 出張所

代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑を押印してください。この場合、設立時代表取締役の押印は、必要ありません。

収入印紙貼付台紙



(注) 割印をしないで貼ってください。

契
印

- (注) 1 登記申請書(収入印紙貼付台紙を含む。)は、各ページに契印してください。
2 契印には、申請書に押印した印鑑と同一の印鑑を使用してください。